

しんち

広報

3月1日現在
 1.841世帯
 男 4.099人
 女 4.434人
 合計 8.539人

13号
 47 / 4

常備消防

いよいよ活動

常備消防は、いよいよ四月一日から活動をはじめました。これは、相馬地方広域市町村圏組合によって相馬地方の市町村が協力して設置したものです。相馬、原町の両市を除いて各町村の消防活動はじゅうぶんではなく、そのうえ出稼などによって団員が少なくなっており、プロパンガスや石油など化学燃料が普及しているため、火災は複雑化し、大きな損害になります。一方、うなぎのぼりの交通事故で、救急業務にも活動する必要があります。こうした社会生活の変化に応じるため、相馬地方各市町村の消防機関を統合して、「相馬地方広域常備消防」をつくり、一つの組織機構の中で、相馬地方の消防活動を行なっていくとすものです。

この広域消防は、本部を原町市におき、相馬原町の両市に「消防署」を、小高、鹿島、新地、飯館の各町村に「分署」を設け、火災や事故がおきたときは、本部から各消防署、分署に適切な配置や活動の指令を、無線によって行なうしくみになっています。

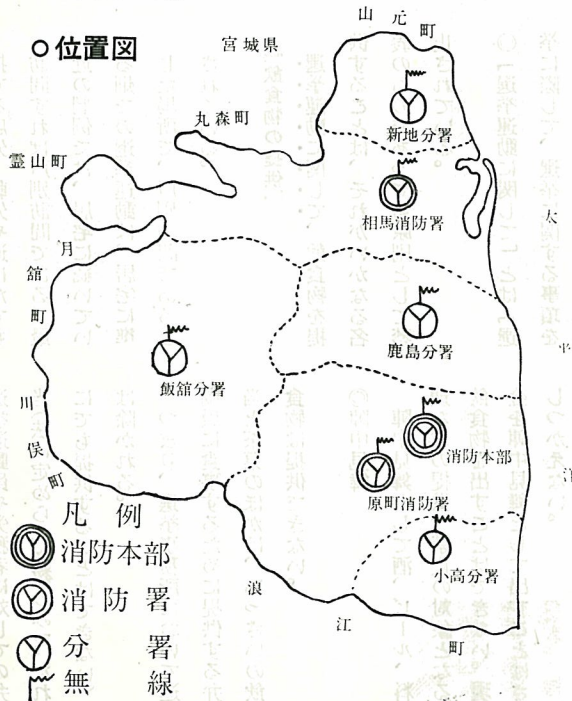
設備は、無線、消防ポンプ自動車、化学車、指令車、救急車などを備えています。

○庁舎

区分	所在地	敷地面積	建物面積	構造	電話
消防本部	原町市高見町1丁目272	5070	62090	鉄骨コンクリート2階建	原町3 3523 2531
相馬消防署	相馬市中村2丁目4~1	51031	54600	鉄骨コンクリート3階建	相馬 2344
原町消防署	原町市橋本町3丁目57	3156	47998	鉄骨コンクリート3階建	原町3 31072
小高分署	小高町南小高字荒町160~3	29513	29513	鉄骨コンクリート2階建	小高 2212
鹿島分署	鹿島町鹿島字瀬戸畑33~1	345	42780	鉄骨コンクリート2階建	鹿島 545
新地分署	新地町谷地小屋字萩崎47	744	17346	鉄骨コンクリート2階建	新地 34
飯館分署	飯館村草野字大師堂14	806	16650	鉄骨コンクリート2階建	飯館 138

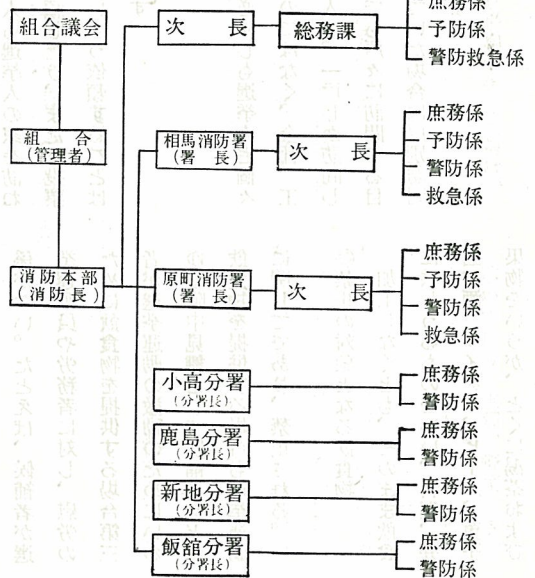
※緊急は119番

○位置図



相馬地方広域消防のあらすじ

○組織



○職員

区分	消防監	司令長	司令	司令補	士長	消防士	計
消防本部	1	1		3	2	1	8
相馬消防署		1	1	4	4	22	32
原町消防署		1	1	4	4	22	32
小高分署			1	1	2	10	14
鹿島分署			1	1	2	10	14
新地分署			1	1	2	6	10
飯館分署			1	1	2	6	10
計	1	3	6	15	18	77	120

としておきましよう

この一票あすの県政まかす人

県知事選挙の投票日 → 4月25日

棄権しないで必ず投票しましょう

選挙の主役はあなたです。自由な立場でよい人を選びましょう。

知事選挙

▽告示 三月三十一日
▽投票 四月二十五日
▽投票時間
開始 午前七時
終了 午後六時
(投票開始時刻にサイレンを鳴らします)

選挙権

選挙権は、昭和二十七年四月二十日以前に生れて、昭和四十六年十二月二十八日以前から新地町に住民登録をしているかた。
(年令は、投票日・住所は三月二十八日が基準日です)

入場券

投票所入場券は、早目に配布します。

届かない場合は、選挙管理委員会に申してください。

◎投票日に入場券をなくしたり、忘れた場合は、投票所の受付係にお話してください。再交付をうけて投票できます。

不在者投票

不在投票がかんたんになりません。出張や旅行、出産予定などのため、投票日になくなるかたは、選挙の告示の日(三月三十一日)から、投票の前日(四月二十四日)までの間に不在者投票をすることができます。

いままでは、不在者事由証明書が必要でしたが、今回は本人が選挙管理委員会に行つて「不在投票をしなければならぬ理由を申し出て、それが間違いでないことを宣誓すれば、不在者投票ができるようになります。速くい

っているかたが、家族の中におりましたら、投票用紙の請求について早めに連絡されるようにしてください。

選挙事務

選挙事務は、毎日(土曜、日曜でも)午前八時三十分から、午後五時まで、役場で行なっています。

選挙の知識

▽禁止事項

「戸別訪問」
いかなる人も選挙人の家を訪ねて投票を依頼したり、または投票を得させないよう依頼することは戸別訪問です。

○戸別とは

戸別とは必ずしも選挙人宅個々をいうものではなく、会社、工場なども入る。一戸しか訪問しない場合でも戸々に訪問する目的をもっていった場合は戸別訪問となります。

○訪問とは

訪問とは必ずしも家に入らなくても、相手方の家屋の表入口に

接する店先、軒先や道はたでも訪問すれば戸別訪問である。最近の判例では、居宅に続いてい

「飲食物の提供」

選挙運動に際して、飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されている。

「選挙運動に関して」とは

選挙に際して、選挙に関する事項を動機として」という意味であり、投票を依頼する目的の有無には関係がない。たとえば、候補者が選挙運動員や労務者に対し、慰労のために飲食物を提供する場合第三者が選挙運動の激励のためにいわゆる陣中見舞として候補者などに飲食物を提供する場合も選挙運動に際してであり、禁止される。

◎禁止の対象となる飲食物

加工しなくとも、そのまま飲食に供しうるものをいい、料理、弁当、酒、サイダー、ビール、菓子、果物をいうが、とくに湯茶およびこれに伴い通常用いられている程度の菓子と、選挙事務所において

選挙運動員や労務者に対しての弁当(法に定められた数のみで、だれにでも提供することはできない)は除かれる。

◎陣中見舞

陣中見舞として酒、ビール、料理などの提供、禁止の対象となる飲食物を出すことはできない。現金を陣中見舞として出すことはきつつかえない。

買収罪

買収は選挙犯罪のうち最も代表的、最も悪質なものである。買収行為は、本来選挙人の自由な意志の表明によって行なわれるべき選挙を、不正な利益によって買収してしまふもの。

◎買収とは

選挙人または運動員に対し、金銭、物品の供与その他財産上の利益、もしくは公私の職務の供与など、その申込み、または約束をしたときは買収となる。これは必ずしも選挙運動期間に限らず、それ以前にされたときも同じ。

昭和六十年代をめざして

町の将来図きまる

健康のあふれる豊かな新興都市へ

町では、昭和六十年代をめざす将来図として、「新興計画書」の作成をいそいでいきましたが、計画書の基本構想がまとまり、振興計画審議会と町議会で議決されました。

基本構想のおもな内容はつぎのとおりです。

一、町の将来図

農業は、基盤産業として整備をはかり、近代化を実現する。そのうえに自然環境を守りながら工業開発をすすめ、豊かな明るい振興都市を実現する。

二、人口と世帯数の目標

目年	標口	標度
50	10,000	2,200
55	14,000	3,300
60	29,000	7,000

三、土地利用

土地利用は、町の将来にとって

もっとも基本的な重要なものであり、長期的視野に立つて計画をすすめる。

現況は、農用地(田畑)一、七五三ヘクタール(三三、五%)、宅地一五九、五ヘクタール(二、五%)、山林原野一、七七〇ヘクタール(三三、九%)、その他八七〇、五ヘクタール(二九、一%)

となっており、これを昭和六十年には、農用地三〇%、宅地および工業団地二四、八一%、緑地山林二二、七%、道路、河川、鉄道など合わせて二一、五%に利用するこの土地利用については、町民のみなさんご協力がもっとも大切です。

四、産業の振興

昭和四十四年度現在の新地町の生産所得は、総額一七億三千七百六十六万円で、就業者一人当りでは四十一万円で、相対地方一人当りでは、四十六万二千円、福島県全体の一人当りでは、七十五万七

千円で、新地町の所得は、たいへん低い状態になっています。

昭和六十年ころには、全国の就業者一人当り平均の生産所得は、おおむね二百万円にすることが目標にされており、こうしたことから、新地町の生産所得を全国水準に近づけるため、産業の振興を積極的にはかり、とくに第二次第三次産業の開発を強力にすすめる。

(1) 農林漁業

農業は土地基盤整備を行ない、千円で、新地町の所得は、たいへん低い状態になっています。昭和六十年ころには、全国の就業者一人当り平均の生産所得は、おおむね二百万円にすることが目標にされており、こうしたことから、新地町の生産所得を全国水準に近づけるため、産業の振興を積極的にはかり、とくに第二次第三次産業の開発を強力にすすめる。

助役に荒和英さん

豊富な経験と財政通に期待

昨年十月から空席になっていた助役に荒和英さんが三月の定例議会で同意を得て、四月一日から就任しました。昭和三年七月十二日生れ、木崎出身、昭和二十三年に旧福田村役場に入ってから、総務畑の仕事に専念、昭和三十三年に自治大学をおえ、昭和三十三年から総務課長財政通で知られ、今後の活躍が期待されています。



助役に荒和英

このたび、橋本町長さんの要請により、大任をお引受けすること

資源を増やすため、人工林の造成をすすめる。

漁業については、漁港の整備をすすめる。魚の保護施設の事業など資源の開発を行ない漁船の大型化と協業化を促進する。

(2) 工業

相馬港を拠点として海岸地帯に臨海型の工業開発を行ないまたこれに関連する内陸型工業を平担地に誘致する。臨海部には、鉄鋼、非鉄、電力などの基幹産業工場を立地し、内陸部には一般機械、金属製品、電気機械などの金属加工型の工業を集める。

今後の社会生活の方向に依りて化学、非鉄、窯業、土石などの集合によって住宅関連産業を、また金属、化学、機械などの集合によって公害防止産業などの開発を行なう。

この基本構想を土台にして基本計画と実施計画を作成しますが、これについて次号からくわしくおしらせします。

(詳註) 六六番

「母子養育センター」

財産を安全に

無免許で宅地建物取引業を営むと罰せられます。

宅地建物取引業者免許をうけない者は、宅地建物取引業を営むことはできません。

最近、悪質不動産業者にだまされたと泣きこむケースが見られますが、そのほとんどが、モグリ業者によって起こされています。

建設大臣または知事が免許した者(宅地建物取引業者)は、取引の安全をはかるため、つぎのような措置を講ずることが義務づけられています。

○専任の取引主任者を置く
宅地建物取引業者の事務所には宅地や建物に関する専門的な知識のある専任の取引主任者が必ず置かれており、貴重な財産が目的どおり取引されるよう説明してくれます。

○重要事項の説明を、取引主任者に行なわせること。

土地や建物については、権利関係が複雑であったり、また種々の法令上の制限があり、せっかく入手しても家が建てられなかったり、他人の権利の目的となっていたりなどの思わぬ危険がひそんでいます。

宅地建物取引業者は、とり扱った物件について調査をし、少くとも重要な事項(たとえば権利関係、法令上の制限、私道負担水道負担、水道電気など完成時の形状)については、すべて取引主任者をして説明させることとされています。

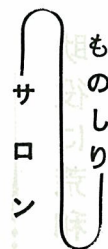
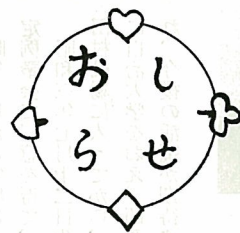
○前金の保全をすること。

工事の完了前の土地や建物についての前金の受け渡しは、種々の危険が伴いますが、宅地建物取引業者がみずから売主となる取引において前金(五割以上)をうけるときは必ず前金の保全措置(銀行、保険会社など)と連帯して前金を保全する旨の保証書を交付)することとされています。

○このほか、宅地建物取引業法に

は消費者を保護するための種々の規定が設けられています。

宅地建物取引業者を利用されるときは、このような制度をよく理解され、必要なことがらが、じゅうぶんとられているかどうか必ず自分で確かめましょう。



農地又は採草放牧地の権利移動の制限(農地法第3条)

市町村内にある農地又は採草放牧地の権利を取得する場合には、当該市町村農業委員会の許可を受けなければならない(買受資格は50a(5反歩)以上耕作の農家は農業委員会許可。30a(3反歩)以上50a(5反歩)未満耕作の農家は農地法第3条第2項第1号の許可)が、又地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利

賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、移転する場合には当事者が都道府県知事の許可を得なければならぬ。

確定申告が

まちがっていたとき

昭和四十六年度分の確定申告の受付は三月十五日で終わりましたがしかし確定申告をした後で、内容がまちがっていたことに気づいたときは、訂正することができます。

▽所得や税額の計算をまちがって納めた税金が少なかったり、還付をうける税額が多かったりしていることがわかったときは、「修正申告」をして正しいものにすることができます。

▽税額を多く計算していたとき、所得や税額の計算をまちがったため、税金を納め過ぎていたり、還付をうける税金が少ないことがわかったときには、正当な金額になおすように「修正の請求」をすることができます。これは、四十八年三月十五日までです。

「母子健康センター」に電話がきました

(新地) 九六番



新入学(園)児童を交通事故からまもりましょう